

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術

(令和6年1月～令和6年12月)

区 分		手術件数(件)
区分1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	86
	イ 黄斑下手術等	377
	ウ 鼓室形成手術等	19
	エ 肺悪性腫瘍手術等	150
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術, 肺静脈隔離術	200
	計	832
区分2	ア 靭帯断裂形成手術等	48
	イ 水頭症手術等	130
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	28
	エ 尿道形成手術等	5
	オ 角膜移植術	0
	カ 肝切除術等	75
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	57
計	343	
区分3	ア 上顎骨形成術等	7
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	49
	ウ パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	3
	エ 母指化手術等	25
	オ 内反足手術等	0
	カ 食道切除再建術等	2
	キ 同種死体腎移植術等	18
計	104	
区分4	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	782
	計	782
その他	ア 人工関節置換術	172
	イ 乳児外科施設基準対象手術	32
	ウ ペースメーカー移植及びペースメーカー交換術(電池交換を含む)	59
	エ 冠動脈, 大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	227
	オ 経皮的冠動脈形成術(急性心筋梗塞に対するもの)	6
	オ 経皮的冠動脈形成術(不安定狭心症に対するもの)	4
	オ 経皮的冠動脈形成術(その他のもの)	14
	オ 経皮的冠動脈粥腫切除術	2
	オ 経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞に対するもの)	39
	オ 経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症に対するもの)	9
	オ 経皮的冠動脈ステント留置術(その他のもの)	97
計	661	